

区分 資格	無線局の無線設備	通信操作		技術操作					
		国内通信	国際通信		すべて	75W以下	50W以下	10W以下	多重設備
			すべて	電気通信業務の通信を除く通信					
第二級海上 特殊無線技士	① 船舶に施設する次の無線設備（船舶地球局及び航空局のもの、レーダーを除く。） ア 10W以下で1,606.5kHz～4,000kHzまでの電波を使用するもの	●（注2）	×				●（注1）	×	
	② 船舶に施設する次の無線設備（船舶地球局及び航空局のもの、レーダーを除く。） イ 50W以下で25,010kHz以上の電波を使用するもの	●（注2）	×			●（注1）		×	
	③ 海岸局及び船舶のための無線航行局の次の無線設備（レーダーを除く。） ア 10W以下で1,606.5kHz～4,000kHzまでの電波を使用するもの	●（注2）	×				●（注1）	×	
	④ 海岸局及び船舶のための無線航行局の次の無線設備（レーダーを除く。） イ 50W以下で25,010kHz以上の電波を使用するもの	●（注2）	×			●（注1）		×	
	⑤ 海岸局、船舶局及び船舶のための無線航行局のレーダー				●（注1）				

注1 外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものに限る。

2 モールス符号による通信操作を除く。

区分 資格	無線局の無線設備	通信操作		技術操作				
		国内通信	国際通信		すべて	5kW以下	5W以下	多重設備
			すべて	電気通信業務の通信を除く通信				
第三級海上 特殊無線技士	① 船舶に施設する5W以下の無線電話（船舶地球局及び航空局のものを除く。）で25,010kHz以上の電波を使用するもの	●	×			●（注）	×	
	② 船舶局及び船舶のための無線航行局のレーダー				●（注）			
レーダー級海上 特殊無線技士	海岸局、船舶局及び船舶のための無線航行局のレーダー				●（注）			

注 外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものに限る。